

学生の皆さんへ

学長 小林 清一  
(危機管理委員会委員長)

### 「休校の期間に関わる注意事項」の一部変更について

特別措置法により、4月16日付けで全国を対象とした「緊急事態宣言」が出されました。さらに北海道を含む13都道府県は、特に重点的に感染拡大防止を進める必要のある地域として「特定警戒都道府県」に指定されました。

これを受けまして、本学は4月14日付けで皆さんに配付した「全学の休校措置および休校の期間に関わる注意事項について」のうち、「休校の期間に関わる注意事項」を次のとおり変更しますので、**必ず厳守してください。**

#### 【変更前】

7. 国内外の旅行を禁止または自粛すること。  
特に国外と非常事態宣言の出された7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）については、旅行を避けること。やむを得ず旅行する場合は、事務局学務課へ連絡し、帰宅後2週間は自宅待機となることを予め理解しておくこと。
8. 道内外の帰省は、できるだけ自粛をすること。



#### 【変更後】

- 7. 国内外の旅行を禁止すること。**
- 8. 道内外の帰省を禁止すること。**  
**緊急に移動することが必要となった場合は、事務局学務課へ連絡し、帰宅後2週間は自宅待機となることを予め理解しておくこと。**

## 2. 休校の期間に関わる注意事項

休校期間の注意事項については、以下のとおりとします。既に配布されている「新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止に向けた対応 別冊」も参考に、一人ひとりが自覚をもった行動に努めてください。一人の責任ある行動が命を助けることとなります。

1. 不要不急の外出はしないこと。
2. 自宅以外では必ずマスクを着用すること。
3. 手指衛生を徹底して行うこと。
4. 必ず朝、夜に検温をして「体温管理表」に記入すること。
5. 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）が揃う場所には出入りしないこと。  
例えば、イベント・集会、ライブハウス、カラオケボックス、スポーツジム、居酒屋、自宅での飲み会などが該当します。
6. 三つの密の環境下でのアルバイトは禁止すること。
7. 国内外の旅行を禁止すること。
8. 道内外の帰省を禁止すること。  
**緊急に移動することが必要となった場合は、事務局学務課へ連絡し、帰宅後2週間は自宅待機となることを予め理解しておくこと。**
9. 休校中の授業に対する措置は、改めて授業科目担当者から Office365 またはメールにより通知する。
10. 教科書の購入、奨学金に関する申込み手続き、再試験受験料の支払いなどについて、学務課から個人別に登校をお願いする場合があること。
11. 自分の部屋等で過ごす際には、定期的に換気すること。
12. 自分自身の体調を整えるために、栄養と睡眠を十分にとり、体力の維持・増進に努めること。